

第1回 新宿区自治基本条例検証会議 会議要旨

1 開催年月日

平成26年7月9日（水）

2 会場

新宿区役所 本庁舎6階 第3委員会室

3 出席者

(1) 検証会議委員

辻山幸宣委員、内海麻利委員、吉川信一委員、古澤謙次委員、安田明雄委員、樋口蓉子委員、國谷寛司委員、只野純市委員、衣川信子委員、相澤いづみ委員、清水秀一委員、伊藤陽平委員、高野健委員、土屋慶子委員（欠席：斉藤博委員）

(2) 中山新宿区長（途中退席）

(3) 事務局

針谷総合政策部長、平井企画政策課長

4 主な内容

(1) 新宿区自治基本条例検証会議 委員の委嘱

ア 委嘱状の交付

イ 区長あいさつ

ウ 各委員自己紹介

(2) 新宿区自治基本条例検証会議 会長及び副会長の選出

(3) 新宿区自治基本条例の検証について

5 会議録

〈午後4時00分開会〉

○企画政策課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから新宿区自治基本条例検証会議を開催いたします。

本日進行を務めます新宿区総合政策部企画政策課長の平井でございます。よろしくお願いたします。

初めに、本日の日程をご説明いたします。本日お配りしてございます次第をご覧ください。初めに委員の委嘱を行います。次に会長、副会長の選出を行います。次に自治基本条例の検証について説明を行います。

それでは初めに、次第の1、新宿区自治基本条例検証会議委員の委嘱を行います。

本会議は、学識経験者2名、団体推薦による区民10名、公募による区民3名の計15名で構成されています。区長から皆様に委嘱状をお渡ししますので、お名前が呼ばれましたら、その場でご起立願います。区長、よろしく願いいたします。

辻山幸宣様。

○区長 委嘱状。辻山幸宣様。新宿区自治基本条例検証会議委員を委嘱します。期間、平成26年7月9日から平成27年3月31日まで。平成26年7月9日 新宿区長 中山弘子。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画政策課長 内海麻利様。

○区長 委嘱状。内海麻利様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画政策課長 吉川信一様。

○区長 委嘱状。吉川信一様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画政策課長 古澤謙次様。

○区長 委嘱状。古澤謙次様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画政策課長 次に、斉藤博様でございますが、本日、急遽ご欠席の連絡がございました。

次に、安田明雄様。

○区長 委嘱状。安田明雄様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画政策課長 樋口蓉子様。

○区長 委嘱状。樋口蓉子様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画政策課長 國谷寛司様。

○区長 委嘱状。國谷寛司様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画政策課長 只野純市様。

○区長 委嘱状。只野純市様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞ

よろしくお願ひ申し上げます。

○企画政策課長 衣川信子様。

○区長 委嘱状、衣川信子様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○企画政策課長 相澤いづみ様。

○区長 委嘱状。相澤いづみ様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○企画政策課長 清水秀一様。

○区長 委嘱状。清水秀一様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○企画政策課長 伊藤陽平様。

○区長 委嘱状。伊藤陽平様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○企画政策課長 高野健様。

○区長 委嘱状。高野健様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○企画政策課長 土屋慶子様。

○区長 委嘱状。土屋慶子様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○企画政策課長 以上でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、区長からご挨拶がございます。

区長、よろしくお願ひいたします。

○区長 皆さん、こんにちは。区長の中山でございます。本日は、皆様に新宿区自治基本条例検証会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。皆様にはこの会議の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。私から一言ご挨拶申し上げます。

新宿区自治基本条例検証会議には、この条例づくりに最初からかかわっていただいた方にもメンバーとして入っていただいております。また、いろいろな形でこの間かかわっていただいた方や、初めて今回このメンバーとなつていただいた方もいらっしゃいます。

自治基本条例は、新宿区という地域の中で、新宿における自治の基本理念や基本原則を明らかにして、誰もが当事者になって担い手になっていく、それを新宿区という単位で物事を考えて決めていくための自治の基本ルールを定めたものであります。平成19年から足かけ4年にわたりまして、区民の方々、議会、区の3者が一体となって策定に取り組み、平成23年4月に条例として施行され、本年度で4年目を迎えました。区は、この自治基本条例の理念のもとで、区民に最も身近な自治体としての責務を果たして、誰もが「新宿のまちに住んで良かった」、「これからも住み続けたい」と思うまちづくりを目指しているところです。このため、地域の持っている記憶、個性といった力や地域の中にある社会的な資源などを生かしながら、町会・自治会、地区協議会をはじめとする地域のコミュニティー活動の支援、区政参画の仕組みづくりなど、地域課題の解決に向けた取り組みを通じて区民の皆様との信頼関係を築き、区民が主役のまちづくりを進めているところです。

私は、こうした取り組みをするときに最も大事なことは、区政の透明性を高めて皆さんとの信頼関係をしっかり築いて、そしてそれぞれ区民の方々にも責任を持っていただくということがとても重要であると感じているところです。今回、検証会議にご参加いただき、情報提供や区民参加、協働の仕組みなど、この自治基本条例に関連する、新宿区の制度が条例の趣旨に沿って本当に取り組まれているのかという検証を行っていただきたいと考えております。

ぜひ忌憚のないご意見をいただき、この検証会議が本当にいい検証活動となることをお願いいたしまして、私からのご挨拶といたします。皆さん、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○企画政策課長 ありがとうございます。

それでは、ここで委員の皆様から自己紹介をしていただきます。辻山委員から時計回りをお願いいたします。

なお、本日お配りしてございます資料、次第の次に資料1、委員名簿をお配りしてございますので、ご覧いただきたいと思います。

それではよろしくお願ひいたします。

○辻山委員 辻山と申します。名簿を見ていただくと書いてありますが、読みは「たかのぶ」と読みます。余り読んでいただけません。大体「ゆきのぶ」とか「ゆきのり」と読まれ、親が間違えたわけでも何でもなく、こういう読み方は古くから

あるそうでございます。実は、この新宿区の自治基本条例をつくるときの検討会議、区民会議から選ばれた方、それから部課長さん、それから議会から選ばれた方、この3者でつくっていくというときの座長をさせていただきました。もうあれから大分たって年をとってしまいましたが、今度、検証会議でまた皆さんとこうして一緒に仕事をさせていただくことをありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○内海委員 駒澤大学の内海と申します。よろしくお願いいたします。私の専門は都市政策とか地方行政でして、特にまちづくりのルール、地域のルールについて研究を進めてまいりました。新宿区での施策とのかかわりというのはこれまでなかったのですが、23区においても地域のルールはさまざまあるのですけれども、自治基本条例というものは自治体の憲法でもございます。そういった重要な地域のルールというものについて、幾つかの自治体ではかかわらせていただいているのですけれども、その検証ということで、ぜひ私もこの新宿区の検証を通していろいろなことを学びながら、他都市の例なども含めて意見などを述べさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉川委員 吉川信一です。笹笥町連出身です。活動は、笹笥町連の中で、地域センターとか、地区協とか、育成会とか、あるいは町会、そして町会連合会で活動させていただいております。それらの活動の経験からして、正しい検証を進めていきたいと思って参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

○古澤委員 吉川さんと同じ新宿区町会連合会の推薦委員の古澤でございます。自治基本条例の策定ときは、戸塚地区協議会の推薦委員ということでかかわりました。今回はひとつよろしくお願いいたします。

○安田委員 安田明雄でございます。4月22日に10地区の地区協議会の連絡会議がございまして、その席上におきまして地区協議会から私が推薦を受けましたので、お受けいたしました。わかりませんが、みずからの勉強も踏まえて、よろしく今後お願いしたいと思います。以上です。

○樋口委員 樋口と申します。一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会からの推薦です。新宿には700~800の大変多くのNPOが存在しておりますけれども、その連合体、ネットワークにとどまらず、地域の方々とか企業の方々とか、そういったいろいろなネットワークを組みながら活動しております。今、西戸山第二中学校

の跡の新宿協働NPO推進センターの運営を指定管理者としてさせていただいております。前回の策定のときにもかかわらせていただきました。今回もどうぞよろしくお願いいたします。

○國谷委員 國谷寛司と申します。「クローズアップ現代」では「くにや」と読むのですが、私は「くにたに」でございます。新宿区民生児童委員協議会からの推薦ということでございまして、私は、北新宿と西新宿の一部の柏木という古い町の名前の協議会の会長をしております。その経験をもとに、何かお手伝いできればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○只野委員 只野純市と申します。こちらの名簿にも書いていただきましたように、地区の青少年育成委員会をお預かりしています。10地区の会長会のめぐり合わせとはいえ、会長を仰せつかっております、5月22日付の要請文で月末までに委員を推薦しろというご依頼があったのですが、何せ時間がなくて、立場上、会長会の会長をめぐり合わせでやっている関係上、私がお預かりするしかないかなと思ってまいりましたので、皆さんみたいに、この会をつくる段階からかかわっている方々と比べればまるっきり素人でございますので、ただ勉強させていただけるつもりで参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○衣川委員 区立小学校PTA連合会からまいりました衣川信子と申します。小学校PTA連合会の副会長をやっております。実は、この会に参加するまで、自治基本条例というものの意味を恥ずかしながらきちんと考えたことがありませんでした。ただ、資料を拝見しておりますと、これは私たちの憲法のようなものだということをおもっております。今、区長のお話を聞いていて思ったのですけれども、こういうルールをきちんとして、そして信頼関係を持って、行政任せにしない、区民が参加して区民が自分の生活について責任を持つという考え方がこの中にあって、それは組織としてやっていくとき、私が小学校PTA連合会でやっていくときも、こういう姿勢でやっていかなければいけないなということをおもいながら拝見しております。今度これを子どもたちに伝えるにはどうしたらいいのだろうか、そんなことをこの会を通じて学んでいけたらいいなと思っております。よろしくお願ひします。

○相澤委員 区立中学校PTA協議会本年度会長を務めさせていただいております相澤いづみと申します。どうぞよろしくお願いいたします。新宿区には養護学校を含め11校の中学校がございまして、日夜、多感な時期の子どもたちと接してござい

して、本当に、安全・安心、新宿区に生まれて育ってよかったなと思えるような子どもたちを育てていきたいなと日夜思っております。今回は自治基本条例ということで、私も何もわかっておりませんので、日々勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○清水委員 東京商工会議所新宿支部の推薦でやってまいりました清水秀一と申します。会社の団体なので、私の会社は目白、下落合にございまして、日本コンサルタントグループという創業して60年近い会社になります。また、私自身も今、東京青年会議所の新宿区委員会ということで、日ごろから地域活動の役をやっておりまして、中山区長には日ごろから大変お世話になっております。きょうは新宿商工会議所さんから、何の因果か、突然訪問されて、やってほしいということで、わかりましたと二つ返事でやってまいったのですけれども、未経験、知識もございません。私も若いので、勉強させていただきながら、いろいろな形で協議させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○伊藤委員 伊藤でございます。私は今26歳で、多分最年少だと思いますが、仕事は今、学生時代からベンチャー企業をやっていまして、NPOとかと一緒に仕事をしたりして、自主的な活動というのをずっと心がけてやってきております。やはり、自主的に活動する主体というのは、若手が中心にやっていく必要があると私はすごく思ひていて、特に私の世代だと、私も一応結婚しているのですが、子どものことなどで、今後どうなっていくのだろうということをすごく真剣に考へている世代なので、若い人たちにどんどん参加してもらえようものになっていけばいいと思ひているので、若手の立場からいろいろ意見を述べさせていただけるかと思ひております。よろしくお願ひします。

○高野委員 公募で入りました高野健と申します。私は、辻山先生と同じように、前回の自治基本条例の制定までの委員をやっておりまして、副座長をさせてもらってました。縁があつて、こういう形で応募して、選んでいただいたことに感謝します。それと、余り知ったかぶりという形のものはないので、わかりやすく、みんなが本当に合議制で何とかやっていきたいと。それで、わかるまでみんなが話し合うということが一番大事だと思うので、その辺はちょっと先輩ということでご容赦いただきながら、本当にわからなかったらみんな「わからない」と言ひていただいて、それで本当にわかるまで話し合うということをしてほしいと望んでおり

ますので、ひとつよろしく申し上げます。

○土屋委員 私も、公募で今回委員となりました土屋慶子です。辻山先生と策定から、この自治基本条例にはかかわってきました。それで、施行された後も、自治基本条例を推進する区民の会というので、月2回、みんなで勉強会とシンポジウム等を開いて推進の活動を続けてきたのですが、結局何か区民アンケートでは周知率が3.7%という結果を見て、「ああ」と何かとてもがっかりした感じだったのですが、今回いろいろな団体の方が推薦で参加してくださっているので、ぜひ毎回毎回、できれば自分の会に戻ったときにこの自治基本条例のことをお話しして、周知していただきたいと思います。参加された方も、今回初めて自治基本条例というものを知ったという方もいらっしゃるので、ぜひその参加団体での周知活動をお願いしたいと思います。

○企画政策課長 ありがとうございます。以上で自己紹介を終わります。

なお、事務局につきましては、総合政策部の企画政策課で担当いたします。

○事務局 企画政策課担当の鹿田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 企画政策課、土谷と申します。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長 また、本日は総合政策部の針谷部長も同席させていただいております。

○総合政策部長 針谷でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長 以上で次第の1、委員の委嘱を終了いたします。

恐れ入りますが、ここで区長は所用のため退席させていただきます。

○区長 それでは、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策課長 それでは、ここで、皆さんに卓上マイクの使い方をご説明いたします。ご発言するときは、左から4番目、賛成1とか反対2とか棄権3とかとありますが、4番目の要求4のボタンを押してください。そうすると赤いランプがつきます。5番目の終了5のボタンを押すと、ランプが消えてオフになります。お話が終わりましたら、オフにしてください。よろしいでしょうか。

それでは、次第の2にございます会長と副会長の選出を行います。

初めに、会長の選出を行います。会長は、検証会議を代表し、会務を総理するといった重要な役割を担っていただきます。

ここで事務局からご提案がございます。先ほどお話もありましたけれども、新宿

区自治基本条例の制定の際には、区民、議員、区職員の3者から成る検討連絡会議を設置し、検討を行っております。会長には、当時、座長を務めていただきました辻山幸宣委員がよろしいかと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○企画政策課長 ありがとうございます。異議がございませんでしたので、新宿区自治基本条例検証会議の会長を辻山幸宣委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

では、会長、前のほうにお願いいたします。

それでは、辻山会長にご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○辻山会長 先ほどお話ししましたように、検討連絡会議というのは、区民の方たち、それから議会の方、そして行政の方、この3者が、今思えばこの部屋だったのではないかなど。そうでしょう。思い出しましたが、集まって、そしてそこで原案をつくろうという、実は日本で初めての仕掛けでございました。そのとき、私は一応、意見の違う3者ですので、その人たちの意見を調整する役割ということで、実は行政の課長たちと飲む機会もなく、区民の方と意見交換する機会もなく、議会の方と飲んでも何かどっちかに肩入れするみたいで、大変苦勞いたしました。今回はそんなことはなくて、みんなで一つの目標に向かって進めるということで大変気持ちを楽ししております。どうぞ、先ほども高野委員からありましたけれども、わかるまで疑問はぶつけていただき、そして意見も言っていただき、そのように進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策課長 辻山会長、ありがとうございます。

続きまして、副会長の選出を行います。副会長は、会長を補佐し、会長の職務を代理するという役割を担います。辻山会長からご発言ございますでしょうか。

○辻山会長 私からの提案ですけれども、副会長ということですので、研究者として、まちづくりに大変造詣も深く、また各地の自治基本条例づくりにも参加された経験のある内海さんをお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○企画政策課長 ありがとうございます。それでは、副会長を内海委員、よろしくお願いいたします。

それでは、内海副会長からご挨拶をお願いいたします。

○内海副会長 大変恐縮です。副会長を承りました内海です。先ほどもご挨拶をさせていただいたように、自治基本条例なども含めて、各自治体でいろいろな地域のルールづくりをやってまいりました。そういった意味では、そういった内容を生かしながら、会長のお力添えになるように努めてまいりたいと思っております。ただ、副会長とありますが、先ほどお話にもありましたように、職務代理をしなければいけないということで大役でございます。そういった意味では、辻山会長には事故なくご健在でいてくださることを心よりお祈り申し上げたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○企画政策課長 ありがとうございます。

それでは、ここから進行を辻山会長にお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

○辻山会長 内海さんと私とで進行、取りまとめの調整といったことをやっていくということで、これから提言がまとまるまで、お願いしたいと思います。

では早速、きょうの次第の中から、第3の新宿区自治基本条例の検証についてということで、少し事務局から説明をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

－事務局説明（企画政策課長）－

- ・配布資料説明
- ・新宿区自治基本条例について（資料3及び新宿区自治基本条例ハンドブック）

○企画政策課長 それでは、事務局から説明いたします前に、本日配付してございます資料の確認をお願いいたします。

初めに、第1回新宿区自治基本条例検証会議次第。次に、資料1といたしまして、新宿区自治基本条例検証会議委員名簿。次に、資料2、新宿区自治基本条例検証会議設置要綱。次に、資料3といたしまして、新宿区自治基本条例の検証について。次に、資料4、新宿区自治基本条例及び関連する諸制度の検証に係るスケジュール。次に、資料5、新宿区自治基本条例検証会議日程。

それから、本日は、パンフレット等といたしまして、新宿区自治基本条例ハンドブック、新宿区自治基本条例逐条解説、「みんなでつくろう！新宿区の未来 新宿

区自治基本条例」というパンフレット。次に、中学生3年生に向け毎年お配りして
ございます「私たちのまち新宿 新宿区自治基本条例」。次に、「小学生向け」と
右上にございますが、毎年小学6年生にお配りしてございます「みんなでつুকろ
う！わたしたちのまち 新宿区自治基本条例」。そして最後に、新宿区自治基本条
例の関連制度等評価結果。こちらにつきましては、本年度の今回の検証に先立ちま
して、内部検証を行った結果でございます。また後ほど説明させていただきます。

以上でございます。配付漏れはございませんでしょうか。

なければ、早速、自治基本条例の内容につきまして、説明させていただきます。
資料3とハンドブックをごらんいただきたいと思います。

まず、資料3、「新宿区自治基本条例の検証について」ということで、1番目に
「自治基本条例とは」とございます。こちらに、先ほど区長からもお話がありまし
たけれども、「新宿区自治基本条例は、新宿区の自治の基本理念を定めるとともに、
自治の主役である区民の権利や責務、区議会・区長等の責務及び区政運営の原則な
ど、新宿区の『自治の基本ルール』を定めたものです」と書いてございます。本日、
初めての方も多くいらっしゃいますので、少し丁寧に説明させていただきたいと思
います。

そこで、まずハンドブックをごらんください。2ページに、今、なぜ自治基本条
例が必要なのかということを書いてございますが、1番として「自治基本条例って
何？」とございます。ここに書いてございますように、新宿区の地域特性を踏まえ、
新宿区はご存じのとおり、1日の乗降客数350万人を超える新宿駅、その周辺の西
口、東口地区、あるいは四谷や牛込地区のような歴史のあるまち、また落合のよう
な住宅街、戸塚の学生街、大久保の多文化共生のまち等、いろいろな面を持ってい
ます。こういった新宿区の地域特性を踏まえて、新宿という単位で物事を考え決め
る場合に、区民の方々、それから議会、区長、我々執行機関の3者、まちづくりに
かかわるもの全てが、どのような役割を担って、またどのような方法で、誰もが
「新宿に住んで良かった」、「これからも住み続けたい」と思うようなまちづくり
を進めていくのかということを決めた自治の基本ルールということでございます。

右のほうへ行きまして、「なぜ、自治基本条例が必要なの？」というところなの
ですけれども、私どもの調べたところによりますと、昨年度末現在で308の自治体
で、名前はまちづくり条例というものもございますが、自治基本条例を定めている

ところがございます。

そして、この自治基本条例制定の広がりとして、昨今、さまざまな社会状況を背景に、自分たちで社会的な課題を解決したい、人とつながりたい、何かの役に立ちたいということを多くの方が考えております。そこで、NPOを初めといたします市民団体による活動が広がりを見せているということです。皆さんやはり、住みよいまち、安心して暮らせるまちを求めて、多くの方が活動するようになってきているという背景がございます。一方、少子高齢化あるいは人口減少社会の本格的な到来、それから地方分権の進展による新宿区を初めといたします自治体の役割や自己責任の増大といった区を取り巻く社会経済状況も大きく変わりつつあります。財政状況も厳しいということもあります。

こうした中、新宿区は、子育て支援とか高齢者対策、災害対策など、安全・安心のまちづくりといった多様なさまざまな地域課題を解決していかなければいけない。しかし、行政だけではこうした課題に対応していくことが難しく、区民の方々、本日まで参加していただいている町会・自治会、地区協議会や各地域活動団体の方々、それからNPOや企業との連携・協働によるまちづくりが進められているというところがございます。

こうしたことを背景に、本日まで参加の皆さんを初め、多様な地域活動の取り組みがあつて、また現在では、指定管理者制度とか民間委託などによる施設の管理あるいは事業運営なども行われ、新しい行政運営のルールづくりが必要とされているわけです。こうしたことから、新宿区の目指すべき姿や自治の基本的な考え方、区民、議会、区長等の責務と役割、自治体運営の原則などを体系的に定めて、それらを制度的に保障していく自治基本条例というものが重要視されているというところがございます。こうしたことを背景に、自治基本条例が全国各地でもつくられているというところがございます。

5ページに行っていただきまして、では自治基本条例で何が変わるのかということですが、こういった条例をつくることによって、すぐに生活が激変するというわけではありませんけれども、条例をつくることによって、区長・区民・議会の役割を明確にし、自分たちが考えて自分たちで責任を持って決めることのできる「区民主役のまちづくり」を確立していくことで、区民が幸せに暮らすことのできる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会をつくり出すことが可能となるというところ

ろでございます。いわば区民・議会・区の3者でルールづくり、約束をして、それを条例という法令の形で担保したというところでございます。

8ページに関係がわかりやすく書いてあります。区民、議会・区長等の役割・関係ということで、自治の担い手がそれぞれの役割を果たすことで、誰もが「新宿に住んで良かった」、「これからも住み続けたい」と思うようなまちづくりを目指していくものです。区民の方々は、「まちづくりの主演」ということです。それから区議会は「区のまとめ役」、区長（執行機関）は「区民を支え、仕事をする実行役」でございまして、それぞれ、線が引っ張ってありますけれども、役割と責任を負っていく。区民の皆さんの側から条約の内容を見れば、区はどのようなことを行うのかということがわかる、一覧にしてあるというところでございます。

ではこの条例をどうやってつくったかということですが、34ページに「新宿区自治基本条例制定の取組み」と書いてあります。「基本構想等と自治基本条例」とありますけれども、これはどこの自治体でも同じですが、新宿区が目指すべきまちの姿を描いた基本構想、それから基本計画、新宿区では総合計画と言っていますけれども、こういった計画を持っています。

新宿区の基本構想では、3つの基本理念、それからおおむね20年後に目指すべきまちの姿というものが書いてございます。めざすべきまちの姿は、「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまちということで、「新宿力」とは、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創り上げたい」という《自治の力》を象徴的に表したものでございまして、こうした自治の力で創造する、やすらぎとにぎわいのまち、これが新宿区の目指すべき姿でございます。

この基本構想を受けて、施策を具体的に展開していくための総合計画というものがございます。この中で、「これからの新宿区におけるまちづくりの基本ルールである（仮称）自治基本条例を区民、議会及び区が一体となって制定します」ということで、自治基本条例策定の取組みが始まったというところでございます。

では、この条例をどのようにつくったかということですが、35ページの下の方に図が描いてあります。ここにありますように、区民、議会、執行機関（区の職員）、先ほど区民の代表ということで区民検討組織からという話もありましたが、区民の代表6名、議員から6名、区の執行機関（職員）から6名というこ

とで、3者それぞれの検討会議体を持っており、そこから代表として出ていただきまして、自治基本条例検討連絡会議を設立して条例の策定に取り組んだというところでございます。そして、平成22年10月に議会を通過して制定されまして、翌平成23年4月1日に施行となっているところでございます。

次に、この自治基本条例の内容ですが、6ページにお戻りいただきまして、こちらに、自治基本条例のポイント、「この条例でどのようなことが定められているのか」と書いてございます。大きく分けて、4つに区分されます。

まず、「めざすべき『まちの姿』や自治における基本的な考え方、条例の位置付けなどを明らかにしています」ということで、第1章、総則と書いてありますけれども、この条例の目的や定義、基本理念、条例の位置付けが記されています。

次に、「自治の担い手である『区民・議会・区長』等のそれぞれの責務などを定めるとともにそれぞれの関係を明らかにしています」ということで、責務あるいは役割といったものが記されております。

次に、「区民の権利を守るための制度やより良いまちをつくっていくための自治体運営の仕組みなどを定めています」ということで、区政運営の原則、それから情報公開、個人情報保護、住民投票、地域自治、子どもの権利等を定めているというところでございます。

最後に、「その他、国、他自治体等との関係、条例の見直し等について定めています」とありますように、国や他の自治体等との連携協力、それから最後に条例の見直し等で、「4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について検証を行う」とありますが、今回この検証会議もこの第25条の条文に基づいて設置され、皆様に検証していただくというところでございます。

次に9ページをごらんいただきたいと思います。こちらから条例の内容に入るわけですが、まず条例の前文。こちらをお読みしますと、「私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり深き武蔵野台地の一角で集落を形成しました」と昔の時代背景が書いてございまして、「昭和22（1947）年に牛込、四谷、淀橋の3区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心とした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています」ということで、歴史的な背景が述べられています。それから、

「私たちの新宿区は、人々が営営として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴重な人材を輩出しています」、「今、地方自治の時代を迎えようとしています。新宿区が持つ特性を生かしながら、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です」、「私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地域環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します」。次のページに行っていただきまして、最後に、「私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創り上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します」と結んでおります。したがって、この条例は新宿区の最高規範として、他の条例もこれを見習って制定するということになっています。

次に、14ページ・15ページをお開きいただきたいと思います。ここから条文に入るわけですが、14ページは目的ということで、自治の基本理念を明らかにし、これに基づく区政運営の原則、それから区民・新宿区議会・新宿区長の責務等について定めて、新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的とするということを掲げております。

そして15ページの定義で、特に区民の定義ですが、住所を有する住民だけではなく、区内で働く者、学ぶ者、活動する者、活動する団体と、広く捉えております。これは、先ほど冒頭に申し上げましたが、区政運営やまちづくりに、多様な主体、多様な活動団体に担っていただいております。こうした方々によって新宿区のまちづくりが行われているというところで、この条例につきましても多様な主体を区民の定義に掲げているというところがございます。逆に言うと、新宿区のまちづくりをこういった方々に担っていただいております、これからも担っていただきたいというところがございます。

それから16ページに行きまして、下のほうに第4条ということで条例の位置付けというものがございまして、先ほど申し上げましたように、区における最高規範ということで、他の条例等を制定し、改廃するに当たっては、この条例との整

合性を図るものとしております。

そして17ページ、第5条では、区民の権利を4つ掲げております。一つは区政に関する情報を知る権利、次に公共サービスを受ける権利、次に区政に参加する権利、それから区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利ということで、やはり自治を担っていただく上では、生涯にわたっていろいろ学習していただく、今回この自治基本条例もいろいろと学んでいただく部分もあるかもしれませんが、そういった面で生涯にわたる学ぶ権利ということを掲げております。

そして次のページ、18・19ページには、区民の権利を保障する区の制度、例えば区民参加の手法として、区民討論会とか区民会議等、審議会等、公聴会・説明会・シンポジウム等、こういった制度が掲げられております。今回は、こうした区民の権利が確保されているのかという視点から、これらの事業を検討・検証していただくこととなります。

それから20ページに行きまして、区民の権利だけではなく責務もございます。第6条に「区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする」と記されています。

それから、20ページ以降、第3章、議会等になりますが、議会の設置、議会の責務、議員の責務ということで、「区民の代表としてその権限及び責任を自覚して行動する」ということで、「議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする」ということが定められております。

そして23ページに行きまして、ここからは区長等ということで、区長の設置とか責務というものがございます。責務につきましては、「区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うものとする」ということが規定されております。

それから、区の行政機関の責務でございますが、第12条に「区の行政機関は」とございすけれども、ちょっと飛ばして、「区民ニーズの的確な把握に努める」ということと、2番目にありますように、「多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たす」ということで、こちらは後ほどまた区民の知る権利とか参加する権利等々に呼応して出てきますけれども、こういった視点からも区の制度を検証していただきたいと考えているところです。

それから、24ページに職員の責務というものがございます。これは当然の話です

けれども、区の行政機関としての責務を果たしていくためには、まずは職員がきちんと襟を正していくことが必要だということで、こういった規定がございます。特に「職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努める」というところが大きくクローズアップされるところでございます。そのほか、公益保護とか、それから行動基準とか倫理、コンプライアンスとか、そういった面もございまして、今回こちらにつきましても検証していただくこととなります。

次に、26ページに行きまして、こちらは区政運営の原則ということで、さまざまな制度が記されております。第14条でございますけれども、第1項では「区長は」とありますが、「財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な行政サービスの提供に努める」。第2項におきましては、「公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定める」。第3項では、「適切な方法で区の財政状況を公表する」。第4項では、「行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備する」。第5項では、「多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供する」ということがございます。最後に、「行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする」ということで、さまざまな区政運営の原則・制度が規定されているところでございます。この規定に連なるさまざまな区の制度がありますので、それぞれを検証していただくこととなります。

27ページに行きまして、情報公開、それから個人情報保護でございますけれども、区の情報公開や個人情報保護の条例がございます。今回は、自治基本条例の趣旨に従ってきちんと情報公開がなされているか、それから28ページに個人情報保護というものがございまして、こちらもしっかりと行われているかということを検証していただくこととなります。

それから30ページに行きまして、第17条に住民投票がございます。「区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための住民投票を設ける」。「住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢18歳以上の者で別に条例で定めるものとする」。以下、第18条、第19条、第20条で、住民投票の実施、結果の尊重、条例への委任というものがございまして、こちらにつきましても別途検討して条例で定めるとなっておりますので、今回、この

制度はございませんので、こちらについては別途、別のところで検討するということとなります。

それからもう一つ、31ページの地域自治、第21条にございますが、「区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する」ということで、3項には、「区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる」、最後に「地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める」ということをごさいます。これも別途、検討しているというところをごさいます。住民投票と地域自治組織につきましては、制度が今ございませんので、今回の検証対象からは外させていただいて、別に検討していくということとなります。

次に、32ページになりますが、子どもの権利等で、新宿区は子育て支援をかなり重点的に行っております。そういった点から、条例の中にも盛り込ませていただいています。「子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される」ということで、子育て支援や一連の制度がこれに連なっておりますけれども、こちらについても検証いただくということとなります。

そのほか、第23条、国、他の自治体及び関係機関との連携・協力等とか、33ページ、第24条に行きまして、国際社会との関係等がございます。特に新宿区では、23区の中でも外国人の方が一番多いということもございますので、多文化共生のまちづくりを重点的に進めてきているということもあります。そういった点から、この条文に基づいて、それぞれの制度についても皆さんに検証・検討いただくということとなります。

最後になりますけれども、第25条、条例の見直し等ということで、「区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする」とごさいます。この条文に基づきまして今回、関連する諸制度についての検証を行うというところをごさいます。

以上、ざっと自治基本条例の説明をさせていただきました。また、ハンドブックのほかにその他いろいろパンフレット等もお配りしてございますので、後ほどじっくりお読みいただきたいと思います。自治基本条例の説明につきましては以上でござ

ざいます。

会長、よろしいでしょうか。

○辻山会長 自治基本条例の内容について説明を受けましたけれども、何かご質問などございますか。ご発言の方は手を挙げて、このボタンをさっき習ったやり方をお願いします。

○企画政策課長 条文につきましては、第2回目以降にそれぞれ検証しますので、またそのときに所管課からも説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○辻山会長 どうぞ。

○國谷委員 別途検討するという第20条、第21条は、例えば21条の地域自治組織ということは、まだその骨格も制定されていないということで理解していいでしょうか。

○辻山会長 はい。

○企画政策課長 条文では「別に条例で定める」とありますが、現在、検討しているということで、まだ骨格等もないということがございます。

○國谷委員 ということは、今後そういう具体的なものが出てくる可能性もあるということですか。

○企画政策課長 今、いろいろと課題を整理しています。また、町会・自治会、地区協議会などとの調整も必要となってきますので、それらを踏まえながら検討を進めているというところです。

○辻山会長 いいですか。

○國谷委員 はい、結構です。

○辻山会長 ほかはございませんか。

それでは、時間もあれですから、先へ進んで、検証の根拠・内容・方法などについて説明をお願いいたします。

－事務局説明（企画政策課長）－

- ・新宿区自治基本条例の検証について（資料3）
- ・新宿区自治基本条例の検証に係るスケジュールについて（資料4）

○企画政策課長 それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。「新宿区自

治基本条例の検証について」でございます。「1 自治基本条例とは」と「2 検証の根拠」につきましても、先ほどご説明いたしましたとおりで、この条例に規定されている諸制度が条例の趣旨に沿ってきちんと区のほうで運営されているかということをご自身の目でチェックしていただきたいというところでございます。

「3 検証の内容」でございますけれども、これも説明いたしましたけれども、例えば関連する諸制度の区政運営に関する情報の提供については、広報やホームページ、最近ではツイッターとかフェイスブックなどさまざまな媒体を使って皆様に情報を提供しています。そういった制度やしくみをご説明いたしますので、それらがきちんと正しく運営されているのか、皆さんのところに区の情報が伝わっているのかということを検証していただきたいと思っております。また、我々としてはいろいろな手段を使って区民の皆さんの意見の把握もしていますけれども、それが果たして本当に把握されているのかどうかということも検証していただきたいと思っております。それから、区政への参加、協働の機会の提供ということで、まちづくり、例えば公園をつくるにしても、今は地域の方と一緒に公園づくりに取り組んだり、公園サポーター、清掃活動や防犯パトロールなどさまざまな活動が行われております。皆さん、いろいろな団体から参加していただいておりますので、協働の機会や区民の参加する機会が提供されているかどうかということをご自身の目線から検証していただくということになります。また、子どもの権利ということで、子育て支援といった視点からも検証していただきたいということでございます。

検証の方法でございますけれども、資料4をごらんいただきたいと思っております。全体的なスケジュールということで、新宿区自治基本条例及び関連する諸制度の検証に係るスケジュールをお示ししているものでございます。新宿区自治基本条例検証会議というので、緑の矢印が左から右にずっとおります。こちらをごらんいただきますと、本日7月9日第1回会議とありまして、次に第2回目を9月上旬に予定しております。第3回を10月上旬、第4回を10月下旬、第5回を11月上旬に開催予定で、第5回で、一通り区の制度につきまして皆様にご検証いただきまして、1月、2月に検証のまとめや報告書の策定に入っていきたいと考えているところでございます。

それから、表の上の方に赤い点線の矢印の先に四角い水色枠で「フォーラム開催（7月26日）」とあります。後ほどまたご報告いたしますが、この検証会議に伴い

まして、区民の方々に自治基本条例について知っていただくということで開催するものでございます。

次に、12月のところに同じく水色の四角枠で「フォーラム（意見交換会）」が
ございます。こちらにつきましては、第5回までで一通りの検証を行い、それをも
とに、一般区民の形からも意見をいただいて、反映させていきたいと考えておりま
す。そして、先ほど申し上げましたように、第6回、第7回で検証会議のまとめを
いたしまして、3月には検証結果の報告をしたいと考えているところでございます。

それから、この結果報告につきましては、来年度になりますけれども、シンポジ
ウム等を開きまして、広く一般の区民の皆様方にも報告会を開催させていただく予
定でございます。

ではそれぞれの会ごとにこういった項目を検証するのかということなのですが、
も、次に資料5のほうを……。

○安田委員 その前に質問をよろしいですか。

○企画政策課長 はい。

○安田委員 先ほど言えばよかったんですけども、先ほどの第25条の見直し規定
の条文ですが、その条文の中では「4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連
する諸制度」と述べておりますので、この条例というものは自治基本条例そのもの
だと理解してよろしいでしょうか。

○企画政策課長 そうです。

○安田委員 とすれば、今回の検証会議でもこのもとの自治基本条例そのものも検
証するということになりますか。

○辻山会長 どうぞ。

○企画政策課長 そうです。それで私どももいろいろ考えたのですが、昨
年度、この検証に先立ち実施した区民意識調査において、この条例自体の認識度が
3.7%とかなり低いということがわかりました。そこでまずはこの条例自体のPR
をしていかななくてはいけない。そういった点から、まだまだ知られていない条例と
いうことで、この条例自体を検証していくというよりも、まずはこの条例に規定さ
れている区の制度がきちんと運営されているかどうかということを検証しながら、
区民の皆様方にPRしていこうと。それから、この条例には区の制度、仕組み、区

の事業が盛り込まれていますので、これらを一つ一つ明らかにしながら、区民の皆様にも知っていただくということをこの検証会議でやろうと考えて、今回、区に関連する諸制度の検証をやっていこうというところでございます。

○安田委員 ということは、本体の条例そのものについては検証しないという考えですか、基本的に。

○企画政策課長 全く検証しないわけではないのですが、基本的には、関連する諸制度のほうに重点を置きまして、そちらのほうからアプローチしていきたいと考えているところです。

○辻山会長 区政の検証をやっていって、どうもはかばかしくないではないかといったことがあれば、それはそもそも基本条例の条文が問題だったのではないかということがあれば、それはきちんとそこでやって、そして議会なり執行部に対して見直しの提言をすとかということはあるのだと考えておいたほうが良いと思うんです。

○安田委員 私もそう思うんですけれども、ぜひそうして、この会議を有効なものにしたいと思うんです。検証だけが、行政から157本ぐらいの協働事業の資料をいただきましたけれども、それだけの検証ではないと思うんです。もともとこの25条というのはそういう意味合いではないんですから、それを含めての話で、おくられている部分というものをそれで代替えはできないと思うんです。

○辻山会長 そうですね。

○安田委員 それだけは我々は肝に銘じて、今後も取り組みたいと思います。

○辻山会長 そうしましょう。

○安田委員 お願いします。

○企画政策課長 今、会長からもお話がございましたけれども、まずは関連する諸制度からアプローチしながら、もしそういった提言をするものがあれば、最後の報告書の中で提案、提言という形でまとめさせていただきます。

○安田委員 ぜひお願いします。

○辻山会長 ほか、ございますか。どうぞ。

○土屋委員 すみません。ちょっと基本的なことを質問させていただきたいんですけれども、今回の検証会議というのは、今見ると、区民だけが集まって、区民の検証会議と私にはどうも思われるのですけれども、行政と区民と議会と3者で検証す

ると第25条にありましたけれども、そのあたりの整合性というか、どういうことなのか。それは、これは区民と行政との検証会議なのか、区民だけの検証会議なのかといったことをちょっとご説明いただきたいと思います。

○企画政策課長 区行政内部につきましては、本日もお配りしてございますが、新宿区自治基本条例の関連制度の評価結果というところで内部評価はしています。ただ、これはいかんせん内部評価でございますので、手前みそのところもございまして、今回、区民の皆様の視点からもちやんとチェックをしていただこうということで、今回皆様方にお集まりいただいているというところですよ。

それから、資料4にありますように、議会につきましては、スケジュールの下に「議会」と書いてございまして、赤い帯があります。このところに自治・地方分権特別委員会報告とありますけれども、この会議で皆様からいただいた意見を報告して、さらに委員会でもんでいただきまして、またこちらのほうに返していただくという形でやりとりしながら進めていこうと考えているところでございます。したがって、別にこの場だけで検証していくというわけではなくて、議会のほうにもきちんと報告しながら、そこで意見をいただいて、またフィードバックしていくというところで、今進めていこうと考えています。

○辻山会長 大体いいですか。

○土屋委員 ということは、議会からの、この特別委員会からの報告も必ずいただけるということよろしいですか。

○企画政策課長 はい、委員会でやりとりにつきましてもこちらのほうでも報告はさせていただきます予定です。

○辻山会長 個人的な情報ですけども、ある会議でさきの自治基本条例検討会議のメンバーだった議員さん4名ぐらいとお会いしましたが、検証について、一緒にやっっていこうと向こうからも声がありましたので、恐らく特別委員会に諮れば、そこで議論していただいて、意見があれば出てくると期待しているところです。

ほか、どうでしょうか。

○内海委員 では、私のほうからよろしいでしょうか。

○辻山会長 どうぞ、いいですよ。

○内海委員 今、検証の根拠・内容・方法についてご説明がございましたけれども、そこで大切な検証の目的というのが抜けているような気がするのですが、その目的

を皆さんと共通にしておきたいなと思いますので、事務局ではどのようにお考えなのかということをお教えいただいて、もしよければ皆さんからもご意見をいただければと思います。

○企画政策課長 目的につきましては、この条例自体がきちんと動いているかということです。今回は、区の関連する諸制度といったものこの条例の趣旨に従って運営されているかどうかということをご様の目から見ていただいて、この条文にもありました区民の権利、知る権利とか、参加する権利とか、そういったものがきちんと担保されているか、保障されているかということをご視点を検討していきたいと思っております。

特にこの条例につきましては、区と議会と区民の皆さんの3者で案をつくって記したものでございまして、約束事でもございしますので、逆に、区民の皆様の視点から見て、区としての役割がきちんと果たされているのかということ、皆さんに厳しい目でチェックしていただこうということで、今考えているところです。

○辻山会長 いいですか。ぜいたくを言えば、資料2の設置要綱のところ設置の目的とかと書いてあるとすごくよかったなと僕は思ったんですけども、これだと、第25条があるから検証しますといった感じだから。

○吉川委員 ちょっとわからないんですけども、よろしいですか。

○辻山会長 はい、どうぞ。

○吉川委員 評価と検証で、検証あるいは評価から話していくうちに、その問題についての成果にも関係してくると思うんです。そのかみ合いはどうか。成果よりも、やっているか、やっていないかの評価なのか。成果と評価の違いです。

○企画政策課長 今回は検証ということですので、成果となってしまうと、私どもは実は行政評価で事業評価は別にやっています。それとは別に、今回はこの条例の趣旨、あるいは区民の権利という視点から区の制度・事業を検証していただくものです。

○吉川委員 純然たる検証というか、何と言ったらいいんでしょう。

○企画政策課長 条例の趣旨等からの視点の検証ということです。

○吉川委員 大体わかりました。

○辻山会長 ですから、時には、そもそも基本条例のこの条文はどんなことを期待したんだといった議論になるかもしれませんよ。どんな効果を期待したのかとか、

そんなことも含めて……。

○吉川委員 ただ、そこまで深く入っていったいいのかどうかということになってきます。

○辻山会長 それも含めて、先ほどご意見がありましたように、条例そのものを見直すということにつながっていくのかなという気はしますね。

○吉川委員 つながっていくと思いますね。

○企画政策課長 結果としてそういったことがあれば、最終的な報告書で提言とか提案という形でまとめることになると思います。

会長、それでまだ一つだけ残っているのがあるのですが、いいですか。

○辻山会長 はい、どうぞ。では先へ行ってください。

○企画政策課長 それでは、資料5をごらんいただきたいと思います。

こちらは、会議の開催回ごとに、こういった項目を検証していくのかというもので、第1回目は本日までございまして、第2回目以降の検証内容。例えば第2回目では、区民意見の把握とか区政情報の提供等。それぞれ条文にさまざまな規定がございしますが、これにぶら下がっていろいろな制度があるわけです。それらが適正に運営されているのかどうか。先ほど申し上げましたように、事業評価ではなくて、この条例の視点から見ていただくということになりますので、よろしく願いいたします。

第3回目は、区政運営及び職員の責務・人材育成ということになりますし、第4回検証会議では、区政への参加・協働、多文化共生のまちづくりの推進等、第5回では子どもの権利、区民が学ぶ権利、そして、第6回、第7回では取りまとめを行うという予定であります。

詳細な検討項目については、「新宿区自治基本条例の関連制度等評価結果」冊子の15ページに「◆10：新宿区自治基本条例 主な関連制度等一覧」がございまして、例えば、左側の条文欄に「第12条 区の行政機関の責務」、項目欄に、「区民ニーズの的確な把握」ということで、「関連する主な制度・規定等」欄に、区政モニターの制度とか、区民意識調査、新宿区パブリック・コメント制度、区長へのはがき・投書による広聴（区長へのはがき・手紙・HP等）というのがございます。これらの事業について皆様方に、事業等の概要や実績等を説明いたします。これに対

し、果たして条例の趣旨に沿って区民の皆様のニーズが的確に把握されているのかどうかということを検証していただくことになります。

それから、話は変わりますが、23ページ、資料1の平成25年度新宿区区民意識調査をごらんください。25ページの調査目的に書いてございますように、毎年度、区政運営の基本となる重要な課題に対する区民の意向とか要望等を聞いているものでございます。新宿区全域で、満18歳以上の男女2,500人を対象としており、実際の回答数は、3の回収結果にございますように40.4%で、統計的にはこれはきちんと正しく反映されているというところでございます。先ほど申し上げた自治基本条例の認知度については、30ページにございます。新宿区自治基本条例をご存じですかという問いに対して、「内容を知っている」という方が3.7%であったという結果でございました。

一方、自治基本条例は知らなくても、地域での自主的な活動を行っている、あるいは地域での活動等をやりたいといった回答が一定程度の割合で得られています。

次に、13ページ「◆9：総合評価」をお開きいただきたいのですが、総合評価では、13ページの下から3段目、「この設問の中で・・・」というのがありますが、これは「新宿区の自治の推進における区の役割に対する取組み状況を知っていますか」という設問で、自治基本条例で定める「情報公開」や「行政評価」、「区政参加」その他地域活動の支援など区が行っている事業をいくつかあげて、進んでいるかどうかを聞いたのですが、これに対し、「わからない」との回答が各項目とも4割を超えた。特に「行政評価等による施策や事業のチェック」については6割がわからないと回答した。せっかく行政評価をやっている、区民の皆さんはそれを知らなかった。「区政への区民参加の推進」については5割、「地域活動の支援」や「区民との協働によるまちづくりの推進」については5割が「わからない」と回答している。区民の皆さんにはこうした制度や仕組み、区の取り組みが余り認識されていない。そこで、今回の検証会議は、会議自体や会議録を公開していきますので、区の制度を検証しながら、区民の皆さんに区の取組み自体を理解、認識してもらおうという狙いもあります。

また、13ページ下から2段目の「また・・・」というところにありますが、区民意識調査で、新宿区自治基本条例の制定による自治意識や地域コミュニティー意識の高揚、区政や地域活動への活発な参加など「自治基本条例ができて何か変化はあ

りましたか」と聞いたのですが、「特に何も感じない」が65.5%であったという結果になっています。これは、この自治基本条例自体を「知っている」と回答した割合が3.7%だったので、当然ということなのですが、こうしたことから、区の自治の推進に関連する制度や仕組み、取り組みについて区民の皆さんにお知らせして認知度を高めていくことが必要かなというところでございます。

そこで、次の14ページに「そのためには・・・」とありますが、「区民の暮らしや地域の身近な課題への取り組み等の具体的事例を通じてわかりやすく伝えていくことが重要である」ということです。

特にこの調査の中で、「地域自治の推進により解決するのがふさわしいと考える項目」につきましては、「地域の安全・安心」とか、「災害時の対応」、「高齢者・障害者の生活支援」、「まちづくり・地域活性化」、「子育て支援」等々でありまして、やはり区民の皆さんの生活に直接かかわりのある項目が多かったということ、また「地域自治の推進や区政への参加意向」としては、「区政に関する情報に関心を持つこと」が53.6%であったり、「区の事業に参加」することが48.8%であったり、「地域の自主的な活動への参加」も45.8%でございまして、先程も説明しましたが、地域活動とか協働によるまちづくりに対して区民の皆さんは参加の意向は持たれているというところでございます。

こうしたことから、今後は、具体的な地域活動や、地域の課題解決に向けた取り組みといったところからまずはアプローチして、そういった点を取っかかりに、区の自治について皆さんからの理解を深めていこうということもでございます。そうしたことから今回この会議につきましても、条例に規定されているさまざまな区の制度・仕組みを検証していくことにより、また、この会議をオープンすることによって、区民の皆さんに区の制度・仕組みも知っていただこうと、あわせて自治、それから自治基本条例についても理解を深めていただこうという狙いも含め、この会議を開催するというところでございます。

事務局からの説明は以上です。

○辻山会長 いただきました。どうですか。何かありますか。

大体、ああそうか、こういうことが報告されて、それを一個一個評価していくのだな、検証していくのだなということはおかるとは思うんですけども、例えば華々しい実績が挙がっていますといった報告を受けたときに、それが自治基本条例をつ

くったおかげだと言えるかどうかというのはまた別の問題であって、そんなことも、私たちは自治基本条例の検証会議ですので、自治基本条例が新宿区にあることの意味ということを常に念頭に置きながらやっていくことが必要だろうなど。単に行政の皆さんの努力があったからというだけなのか、それともそれを促すものが基本条例の中にあるのかといったことを考えていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ほかに、これまでのところ全体を通じてご質問、ご意見などはございませんか。きょうは第1回ですから、どうしても深い話にはならない。

それでは、議事次第で用意された日程はこれで終わっているのですけれども、何かありますか。

○内海委員 もし質問がなかったら、質問してよろしいですか。まだ大丈夫なんですね。

○辻山会長 もう少し大丈夫です。

○内海委員 議事次第はこれで終わりですかね。

○辻山会長 議事次第は一応終わりです。

そこで、ちょっと締める前に、私から尋ねていいのかな。

○内海委員 私もあるんです。

○辻山会長 会議の時間帯、どうしますか。ご意見があれば。

○吉川委員 いいですか。皆さんもそうだと思いますが、僕自身は4時からというのは、きょう4時から、次も4時というのではないと思いますけれども、きょうも6時ごろから町の会合というのは結構組まれているんです。時間帯についてご都合がつくようでしたら、皆さんで考えていただきたいと思います。

○辻山会長 4時～6時だと、6時までやられると、次のは出られないと。

○吉川委員 大概夜なんですよ、皆さん、地域というのは。お食事前とか、お食事が終わってとかという、そこで大切なお話が出るのです。

○辻山会長 いかがですか。選択肢としては1時～3時、2時～4時、3時～5時とか。はい、どうぞ。

○只野委員 決めてしまったほうが忘れないでいいという考え方もあるんでしょうけれども、いろいろな時間帯のご都合の方がいらっしゃると思うので、全てに公平とはいかないでしょうけれども、いろいろな時間帯の設定で、やるのがいいのでは

と私は思います。

○辻山会長 その都度決定していこうという発想ですね。それもありますね。

○只野委員 ええ。いろいろな人に公平になるようにとどうしても私は考えてしまうので。

○辻山会長 いかがですか。ほかにご意見は。そのどちらかでしょうね。あとは、きょうのままでよいという意見ぐらいしかないのです。

そうしましたら、どうしましょうか。例えば1時～3時で固定すると、ちょっときついなという方はございますか。

やっぱりそうでしょうね。2時～4時、同じことでしょう。1時～3時も2時～4時も。だから、何日何曜日というのを決めるときに時間帯をお諮りするというやり方にしましょうか。

○吉川委員 それで、調節できる範囲で決めていただければ助かりますね。

○辻山会長 そうですね。わかりました。では、そういうことにいたしましょう。いいですね。

○企画政策課長 それは、事務局のほうで調整をさせていただきます。

○辻山会長 事務局も、行政とか議会の関係でいろいろ日程はあるでしょうから、その日程をまず調整して、そして時間を、その日に何時からするかということでご相談を……。

○吉川委員 なるべく早い時期に示していただきたい。

○企画政策課長 なるべく早い時期に示します。今回は第1回目ということで、皆さんが集まれる時間帯がこの時間帯しかなかったものですから、申しわけございませんでした。次回からまた調整いたしますので、よろしく願いいたします。

○辻山会長 それでは、そのほかで何か検討しておくことは。はい、どうぞ。

○樋口委員 今から事務局からお話があるのでしょうか。7月26日のフォーラムというのは、もう近いんですけれども、内容的なものとか、どのようになっているのでしょうか。

○辻山会長 事務局、お願いします。

○事務局 それでは、事務局の企画政策課の鹿田でございます。

今お配りいたしましたチラシですけれども、7月26日土曜日の14時から戸塚地域センターにおきまして「しんじゅく自治フォーラム2014夏」を開催いたします。今

回会長になられました辻山先生にご講演をいただくとともに、ケーブルテレビ「こんにちは新宿区長です！」に出演のフリーアナウンサーの渡辺一宏さんにご協力いただきまして、会場の皆様とのトークセッションを行います。委員の皆様にもぜひご来場いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、チラシのほうを多目にお配りしておりますので、特に団体推薦の委員の方を初め、お知り合いの方にもお声がけいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

引き続き、ちょっと事務連絡をお願いいたします。初めに、口座振替の依頼書についてです。本日お持ちいただいた方でまだ提出いただいていない方がおられましたら、お帰りの際に事務局までご提出をお願いいたします。

次に、会議に使用する資料の保管についてでございます。本日は1回目ということで、余り資料がないとは思いますが、委員の皆様専用のボックスファイルをご用意いたします。これは後ほど閉会後に配付いたします。事務局からご自宅に資料をお送りしておりますので、今回お配りしたものと重複するもの等があると思いますので、そういった重複する資料等につきましてはこちらのボックスに入れていただきましたら、事務局のほうで責任を持って保管いたしまして、次回の会議のときにお持ちいたします。ぜひご活用いただければと思います。

それとあわせて、資料がどんどんふえてまいりますので、こういったファイル、これは背表紙がちょっと開くという便利なファイルなんですけれども、こちらのほうもお渡しいたしますので、こちらについては、とじていただいて、ボックスファイルに入れていただいても結構ですし、家にお持ち帰りいただいても結構でございます。2つ穴をあけなければとじられませんので、穴開けパンチも今こちらにご用意しておりますので、ご利用いただければと思います。

最後になりましたが、先ほどもちょっとお話がありましたが、次回の開催予定でございますが、9月上旬を予定しております。日程につきましては、会長とご相談の上決めさせていただきますので、決まり次第ご通知を差し上げたいと思います。

私からは以上です。

○辻山会長 会議開催の日程調整は、時間帯の調整も入るね。

○事務局 はい。

○辻山会長 わかりました。

事務局からご説明がありましたけれども、何か質問等ございますか。はい、どうぞ。

○伊藤委員 資料2に書いてある第6条の2に「検証会議は、公開を原則とする」というところがあるのですが、個人的に今回の内容などをインターネットでちょっと公開したいと思っていて、そういうのがないと、多分若い人は、紙で配るよりも、インターネットを見るというほうが多いと思うんですが、今この自治基本条例と検索してもほとんど出てこなかったの、そういうコンテンツをどんどん出していきたく思っていて、そういうものというのは、例えば写真を撮ったりか、あとは文章を書いたりとか、公開するということに、これはどういうときがよくて、どういうときがだめなのか。そもそも「公開を原則とする」というのは書いていいということなのか、非公開というのはどういうときなのかというのをちょっと聞いておきたいなと思っています。

○事務局 一応公開が原則ですので、特段ツイッターとかは構わないと思うんですが、個人情報にかかわる部分とか、写真などでもいろいろ問題があるといけませんので、事務局のほうに内容をファイルで転送とかでご確認させていただいてということでもよろしいでしょうか。

○伊藤委員 はい、わかりました。

○事務局 では、よろしく願いいたします。また後ほどアドレスとかはご案内いたします。

○辻山会長 ウェブに載せる内容もチェックするというの。

○伊藤委員 顔とかはわからないように、できれば、もう終わった直後に載せたいので。

○総合政策部長 チェックというよりは、伊藤委員がどんなことをやりたいのかというのをちょっと聞いてもらって、こういう提案がありましたけれども、いかがでしょうかというのを確認してもらうのはどうですか。

○辻山会長 いやいや、署名入りで書くのだったら、「くだらない会議だよ」と書いたらいいんだよ。当然いいんです。そうでないと、何のための公開かわからないからね。ということで、はい、どうぞ。

○衣川委員 今、このチラシもいただいて、きょうこうやって会議に出てみたので

すけれども、わかりにくいというのが率直な感想でございます。せっかくつくった自治基本条例ですが、何のためにあるのというのがまず見えないというのが大きな問題ということを今回感じました。これは結局どんな人にお渡ししたらいい形で参加していただけるのかとか、その辺もアドバイスをいただきたいです。チラシを見ただけでは、ここに行ったら辻山さんが楽しいお話をしてくれるのかどうかもよくわかりませんし、フリーアナウンサーの渡辺さんが何をしてくれるのかとか、見えないというのが寂しいところです。せっかくの立派な自治基本条例をいい形するにはどうしたらいいのだろうといったことを、これは感想なんですけれども、思った次第でございます。まず、チラシをどなたにお配りしたらいいか、ちょっと事務局の方にアドバイスをいただきたいのですけれども。

○事務局　今回、自治基本条例検証会議でございますが、その条例と区の諸制度の検証に加えまして、この新宿区自治基本条例を知っていただくということも兼ねて行いたいと思っておりますので、新宿区自治基本条例について特に興味のないような方も含めて、本当にどなたでも結構でございますので、特にPTA関係の方で来ていただけそうな方、もしくは来ていただけそうになくても、ご説得いただければなどお願いいたします。

○衣川委員　そうすると、私はPTAで地域活動をしそうなよさそうな人に配るという認識でいいわけですか。

○事務局　そうです。よろしくお願いいたします。

○衣川委員　わかりました。何と言って渡せばいいのかなというのが最後までちょっとわからないんですけれども。

○辻山会長　時には、決しておもしろくないですよと言って、来てもらう。

○衣川委員　みんな、子育てで忙しいですから、行ったら得するとか、行ったら自分の子どもたちのためになるいい情報が得られるのでなければ、行きません。なので、ぜひ有意義な時間にしていただくように、辻山さんにかかっているところでございますが、配ってみます。

○高野委員　来てくれれば、おもしろいよね。

○辻山会長　そうなんです。

○土屋委員　それを、各団体に戻ったときに内容をお知らせしていただきたいということですね。多分来ないと思います。

○吉川委員 このチラシはどの範囲で配っているんですか、既に。町会には掲示板に張るよという事でいただきましたけれども

○事務局 あとは区の施設の窓口、それと掲示というところがございます。また、チラシのほかに、ホームページのほうにもアップさせていただいています。当然ですが、新宿区の「広報しんじゅく」にも7月5日号に掲載させていただいております。

○衣川委員 何という小見出しがつくのがちょっと気になります。せっかく場所と時間をとるので、うまく区民に伝わるように、いい形になるようにお願いします。楽しみにしております。

○辻山会長 そういうご意見がございましたので、これからもまたフォーラムとか報告会のチラシをつくるでしょうから、ぜひともみんなに、ここへ行けば一体何が起きるのかというのがわかるようなものを考えていただきたいと。

そのほか、ございますか。なければ、きょうはこれで閉じさせていただきたいと思いますが、よろしいですね。

それでは、きょうはこれで第1回目を終わりいたします。お疲れさまでした。

〈午後5時39分閉会〉